

首都圏アンテナショップネットワーク形成業務仕様書

1 委託業務名

首都圏アンテナショップネットワーク形成業務

2 業務の趣旨・目的

本県産品の認知度向上及び販路拡大を図るため、首都圏で県内自治体等が運営するアンテナショップが連携し、本県産品の情報発信及び販売機能を強化するための体制構築を目的に実施する。

3 実施店舗

- ①アオモリンク赤坂（東京都港区）
- ②果房メロンとロマン（東京都新宿区）
- ③八戸都市圏交流プラザ「8base」（東京都千代田区）
- ④青森県特産品センター（東京都中央区）

4 委託業務の内容

（１）共通項目

ア 本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

イ 受託者は、実施店舗と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。

ウ 独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

（２）キャンペーン名及びロゴの作成

ア キャンペーン名及びロゴを作成すること。

イ 各実施店舗で使用するチラシやミニのぼり等の販促グッズを必要数製作し配布すること

（３）あおもり北彩館東京店と連携した情報発信

ア あおもり北彩館東京店閉店フェア（仮称）と連動して、本業務の取り組みを周知すること

※あおもり北彩館東京店は令和７年７月３１日に閉店することから、令和７年７月中旬から下旬に閉店フェアを実施する予定となっている。

（４）来店者等の周遊性を高める企画の立案・実施

ア 各実施店舗の来店者に対して、他実施店舗への来店を促す企画を立案し実施すること

イ 青森県に限らず様々な自治体のアンテナショップを巡る“アンテナショップファン”に対して、実施店舗への来店を促す企画を立案し実施すること

（５）SNSを活用した情報発信

ア 各実施店舗に対して、SNSを活用した効果的な情報発信について指導・助言を行うこと

イ 投稿促進キャンペーンを実施すること

(6) 業務計画表の作成

ア 本業務の実施に当たり業務計画表を作成すること。

イ 業務計画表の作成に当たっては、実施の際に県と協議の上作成すること。

5 事業実績報告

効果検証を含む報告書の作成

4 委託業務の条件

(1) 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和6年5月8日改正）を遵守しなければならない。

(6) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。